

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年 6月17日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年 6月17日午後 0時21分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	澤 部 慶		

令和6年第2回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和6年6月17日（月）午前10時開議

- 日程第1 議案第39号 取手市税条例の一部を改正する条例について
議案第40号 取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第41号 取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第42号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第2 議案第43号 取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第44号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第45号 市道路線の認定について
議案第46号 市道路線の変更について
議案第47号 市道路線の廃止について
-
- 日程第3 議案第54号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）
-
- 日程第4 議案第55号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第4号）
-
- 日程第5 請願第1号 取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願
請願第2号 取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願
-
- 日程第6 意見書案第2号 介護保険制度における訪問介護の基本報酬減額を早急に見直すことを求める意見書について
-
- 日程第7 意見書案第3号 地方自治の自主性・自立性が守られることを求める意見書について

会議に付した事件

- 日程第1 議案第39号 取手市税条例の一部を改正する条例について
議案第40号 取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第41号 取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第42号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第2 議案第43号 取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第44号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第45号 市道路線の認定について
議案第46号 市道路線の変更について
議案第47号 市道路線の廃止について
-
- 日程第3 議案第54号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）
-
- 日程第4 議案第55号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第4号）
-
- 日程第5 請願第1号 取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願
請願第2号 取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願
-
- 日程第6 意見書案第2号 介護保険制度における訪問介護の基本報酬減額を早急に見直すことを求める意見書について
-
- 日程第7 意見書案第3号 地方自治の自主性・自立性が守られることを求める意見書について

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

- 日程第 1 議案第 39 号 取手市税条例の一部を改正する条例について
議案第 40 号 取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 41 号 取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 42 号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、議案第 39 号から議案第 42 号までを一括議題といたします。付託案件について各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました審査の経過と結果を報告いたします。議案第 39 号、取手市税条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、議案第 39 号は全員賛成で可決されました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 最後に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会に付託されました議案第 40 号から議案第 42 号について、審査の経過と結果を報告します。まず議案第 40 号、取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。2 名の委員から質疑があり、ある委員から、現在の地域包括支援センターの人員配置の状況についての質疑があり、「今回、国のほうが求めている 3 職種の 1 名ずつという基準については、5 か所の支援センター全てが満たしています。また担当区域における第 1 号被保険者の 6,000 人を超える部分に関しても、随時増加の状況を見て、市のほうで配置を増やせる予算措置をしている」との答弁がありました。1 名の委員から反対討論があり、賛成多数で議案第 40 号は可決しました。

次に、議案第 41 号、取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてです。1名の委員から質疑があり、推移の状況、職員の職種についての質疑に、「利用者数の推移、延べ人数で令和3年度9,056名、令和4年度7,841名、令和5年度5,270名です。職員の職種については、保育士、相談員、作業療法士、心理指導員、音楽療法士などです」との答弁がありました。討論はなく、全員賛成で議案第41号は可決しました。

次に、議案第 42 号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。1名の委員から質疑があり、職員の配置基準について、民間の保育園は適用されるかとの確認との質疑に、「民間保育園に関しては、今回改正する取手市家庭的保育事業の条例の適用には該当しない。民間保育園に関しては、県の条例が適用になる」との答弁がありました。討論はなく、全員賛成で議案第42号は可決しました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について疑義をたすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。なお、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は議会基本条例第11条にあるとおり、賛成、反対を明確にするものです。また、会議規則第69条に表決には条件をつけることはできないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること及び何々を求めて賛成、反対との討論は行わないよう厳しく注意いたします。これから討論を行います。討論ありませんか。反対討論から。

遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） おはようございます。日本共産党、遠山智恵子です。私のほうから——今、反対と賛成と議長に述べたんですけれども、まず、議案第40号、取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、この議案について反対を行います——反対討論を行います。介護保険制度が始まって22年です。当市では5つの生活圏域に分けて、地域ごとに多岐にわたる相談・訪問そして認定後のサービスにつなげていく最も重要な役割を担っているのが、この地域包括支援センターです。私は今、介護保険事業の要といってもいいと思っております。今回の改定は、人材不足に対する柔軟な職員の配置基準の見直しが行われるものですが、当初から専門職3職種を正規職員で配置し進めてきたように、同一労働・同一賃金で非正規ではなく、あくまでも正規職員の配置で行うべきだと考えております。ただいま久保田委員

長のほうからも委員会の報告、説明あったかと——あって、皆さんと共有できてよかったというふうに思って聞いていたんですけれども。もう既に、取手市の看護——介護保険担当課のほうでは——高齢福祉課のほうでは、その点、この条例改正に——前に、臨機応変に対応しているということが委員会の中で分かりました。そういう意味では、その辺は大変評価をしました。しかしながら、私はこれだけ要となっている地域包括支援センターは、やはり市民の方にとっても責任を持つということから、正職員の配置を私たちは求めていきたいと思って反対としたところです。

次に、議案第 41 号・42 号については、賛成討論を行います。まず議案第 41 号、取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての、賛成です。児童福祉法改定により、障がいの種別にかかわらず、身近な地域で必要な支援を受けられるようにするため、福祉型と医療型を一元化するというものです。本来なら、子どもの発達や障がいに見合った早期支援・対処をするべきと考えるところも残りますが、当市では既にこども発達センターを公設運営しており、所管の委員会で利用状況や職員の配置状況を確認したところです。専門職の配置も確認いたしました。原則は正規職員で処遇改善等取り組んでいただくよう引き続き注視していくことを表明し、賛成といたします。

続いて、議案第 42 号、取手市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成いたします。家庭的保育事業は、原則としてゼロ歳児から 2 歳児の保育事業としておりますが、保育の重大事故をなくすネットワークという団体では、3 歳未満児の死亡事故が多いとして、3 歳未満児の配置基準の改善を求めています。残念ながら今回の改定では触れられておりません。これまでの——しかしながら、これまでの国の最低基準で 3 歳児 20 人につき 1 人を、15 人に 1 人——1 人以上ということにしたり、また 4 歳児、5 歳児、これまで 30 人につき 1 人を、今度は 20 人に 1 人以上と改めることは改善と言えます。私たち——私ども日本共産党会派としましては、民間保育園も公立保育所同様の保育士等の基準で配置を求めてきただけに、今回の条例改正案は大変歓迎するものです。保育士不足が問題となっている中、昨年 12 月議会に当議会のほうへ、市内の私立幼稚園連合会から保育士等の処遇改善に要する請願が提出され、取手市議会としては全員賛成で採択し、執行部も今年度検討していきたい旨の答弁も、先日の委員会で改めて確認をさせていただいております。その点も申し添えて、賛成とするものです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方いませんか。賛成討論の方。

久保田真澄さん。

〔9 番 久保田真澄君登壇〕

○9 番（久保田真澄君） 公明党の久保田真澄です。議案第 40 号、取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。令和 6 年 4 月 1 日に介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの配置基準の見直しが行われました。現行の制度では、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士を配置することが義務づけられていました。しかし近年では、

人材不足の深刻化で有資格者を確保することが困難になっています。地域包括支援センターの役割は大きく、超高齢化社会を迎えた今、高齢者の尊厳の保持、自立生活の支援の目的の下、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる支援の構築を推進しております。取手市は3職種1名ずつという基準について、5か所の支援センターの全てが満たしているとのことでした。今後もこの体制が維持でき、市民が安心して暮らせることを念願し、賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは2回目の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第39号から議案第42号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（岩澤 信君） 全員の入室を確認しました。

議案第39号、取手市税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第40号、取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号、取手市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第42号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 42 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 4 3 号 取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第 4 5 号 市道路線の認定について

議案第 4 6 号 市道路線の変更について

議案第 4 7 号 市道路線の廃止について

○議長（岩澤 信君） 日程第 2、議案第 43 号から議案第 47 号までを一括議題といたします。付託案件について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

[総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇]

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました審査の経過と結果を報告いたします。議案第 43 号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、1名の委員から質疑がありました。公立保育所は朝 7 時からとなっているが、放課後子どもクラブでも 7 時からということは検討されたのか、との質疑に対し、「子ども青少年課では、アンケート調査の自由記入欄のところで、開所時間について利用者のニーズを確認しておりました。その中で 7 時半開所を希望する方が多く、7 時開所という方は 1 人もいませんでした。また 7 時開所となりますと、支援員の確保が難しい」との答弁がありました。討論はなく、議案第 43 号は全員賛成で可決されました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

[福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇]

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会に付託されました議案第 44 号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、審査の経過と結果を報告します。2名の委員から質疑があり、ある委員から、マイナンバーカードにおける健康保険証とのひもづけ状況は、との質疑に、「国民健康保険は被保険者数 2 万 1,456 人、うちマイナ保険証登録者数 1 万 2,267 人、取得率 57.2%、後期高齢者医療制度被保険者数 2 万 1,725 人、うちマイナ保険証登録者数 1 万 2,420 人、取得率 57.2%」との答弁がありました。令和 6 年 12 月 2 日から健康保険証がなくなるが、その対応についての質疑に、「今回、発送する紙の保険証の有効期限が令和 7 年 7 月 31 日まで有効になるので、その期間までは引き続き使用可能です。令和 7 年 7 月 31 日以降は有効期限が切れるので、その時点でマイナンバーカード保険証が手元にない方は、有効期限を迎える前に資格確認書とい

う保険証に代わるものを申請によらず送りますので、それを医療機関窓口に提示すれば保険医療を受けられます」との答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、賛成多数で議案第44号は可決しました。

○議長（岩澤 信君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

[建設経済常任委員長 海東一弘君登壇]

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第45号から議案第47号までにつきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。まず議案第45号、市道路線の認定について、1名の委員より質疑がありました。質疑の内容としまして、当該路線認定の目的、交通量調査の把握、想定される利用の変化、現道と新道との合流地点の安全対策、現道における現存の信号機敷設等の変更、また県と本市との協議・交渉内容、今後の道路管理などについての質疑がありました。これに対しまして詳細な答弁がありました。「認定の目的について、当該路線は本市と周辺市町村を結ぶ主要地方道路で、通勤・通学などに欠かせない道路である。しかし、交通量も多く、小文間地内に一部幅員が狭く見通しが悪い箇所や混雑もある状況で、安全性の確保も含め、課題解決に向け、県では平成8年より整備を進めている。交通量調査については具体的な台数などが示され、利用の変化については渋滞緩和が期待でき、交通量の分散により安全確保にもつながる。現道と新道との合流地点の安全対策については、交差点協議を県公安委員会と行い情報共有を図っている。現存の施設等の変更については、押しボタン式信号機は残し、現在のバスルートや停留所については事業者や取手松陽高校とも協議を行うことになっている。道路管理移管などについて、取手東線小文間バイパスは高規格道路になり、交通の通過、流れがスムーズになるなど、歩行者も安全に利用できるようになる。覚書も交わしている。現道部分については、今後も地域の皆様の重要な生活道路であることから、市道路線として認定し、市が直接維持管理をしていきたいと考えている。また移管に際し、県担当機関と現地確認や協議を行うなど、当該機関にて修繕工事を実施し移管される。移管引継書を取り交わし、一般的な市道と同様の維持管理を考えている。本件に伴い、他路線の県機関との協議・交渉について、こちらには触れていない」という内容の答弁がありました。討論はなく、議案第45号は全員賛成で可決しました。

次に、議案第46号、市道路線の変更について、質疑・討論はなく、議案第46号は全員賛成で可決しました。

最後に、議案第47号、市道路線の廃止について、質疑・討論はなく、議案第47号は全員賛成で可決しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。反対討論。

遠山智恵子さん。

[23番 遠山智恵子君登壇]

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党です。遠山智恵子です。私のほうからは、議案第 44 号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、反対討論を行います。被保険者数が 2 万 1,725 人のうち、マイナ保険証登録者数は 1 万 2,420 人、取得率は 57.2% ということで、先ほど久保田委員長のほうからも報告がありました。私はさらに、じゃあ実際に医療機関等で使っている、いわゆる利用料はということで質疑を行いましたところ、7.43%で、実は 1 割にも至っておりません。県保険医協会【OK】が県民調査を行ったところ、8 割の方で、現行の健康保険証の廃止を撤回すべきということ、また同協会はその県の県民調査を行ったところ、一本化は拙速との住民意見が可視化できたという、そういった報告がされております。また厚労省によると、5 月 16 日までにマイナンバーと健康保険証のひもづけミスの点検作業を終えた結果、別人のデータが誤って登録されているケースは計 9,207 件であったと公表しています。また、医療現場でマイナトラブルは多岐にわたり、厚労省が対策したトラブルも一向になくなっておりません。保険証を廃止すれば、医療現場がさらに大混乱するのは必至となっております。こうした現状を考えることから、当然、日本共産党は反対を表明いたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、賛成討論の方いますか。

細谷典男君。

〔17 番 細谷典男君登壇〕

○17 番（細谷典男君） 建設経済常任委員長から御報告のあった、議案第 45 号、市道認定について賛成の立場で討論いたします。委員長から詳細な審議経過、御説明いただきました。今回対象となる区間は、戸田井橋周辺の混雑緩和を図るバイパス工事により市道に移管するというものでございます。この周辺の沿道には、取手松陽高校、東京藝大があり、通学する多くの学生が利用する区間でもあります。もとより取手東線は、茨城県県南を縦断する——失礼しました、横断する極めて重要な路線です。委員会の審議では、現在の交通量について、竜ヶ崎工事事務所の調査結果を伺いました。そして、バイパス完成後の利用変化も想定してみました。そうすると、交通量の 100%がバイパスに移るわけではない。依然として現道を利用する、つまり現道を利用したほうが便利だということも分かりました。取手小文間方面から藤代方面へはバイパス利用となると思いますが、利根町から小文間方面は現道を利用したほうが便利だということでございます。これは、今後信号がなくなることから有利だというように思います。このような予測をしておりましたが、利根町方面から現道を利用してバイパスと合流する地点には交差点ができるということが明らかになりました。これは合流地点の安全対策をただしたところ、県と公安委員会とが交差点の協議を行っているということが分かったことによるものでございます。長年使用してきた道路ですから、利用態様の変化については事前に十分説明すべきであったということは、付け加えておきたいと思います。またバスルートも、バイパスを使うのか、現道のままとするのか、学校等も交えて今後協議をするということでもございました。つまり、バイパスができて依然として現道を使う、これは生活道路ではなく通過交通の役割が残っているということでもございます。現道はバイパスの補助的なものではなく、バイパスと同等の役割と——役割があると言えるのではないかと。である以上、現道も県の管理とすべきで

はないかという意見も出てくるわけでございます。道路はつながっております。今回は県と市が接道しております。このような道路を移管する場合、新たにバイパスを造る場合、廃道になる、または地域しか使わない生活道路であれば、ほとんど議論の余地がなく市に移管となると思います。しかし、今回のように依然として県道としての役割が残るバイパス建設に当たっては、県と市の間では協議が必要です。このとき、どのような移管協議がなされたかが問われます。この点の質疑をしましたが、県とは交渉はしていない、覚書を締結したが、単に引き受けるだけということでもございました。そして、覚書を取り交わしたのが本年4月ということでもございます。この進め方は少々危ない、注意が必要だと思います。バイパスを造る、造ろうとするとき、現道の移管を事前に取り決めておかなければ、つまり、工事前に決めておくということではなければならないと思います。工事に入ってしまうと後戻りできません。移管の是非は、県と市の力関係で押し切られるということも想定されます。県のほうから見れば、地域からの要望で取手東線を整備したのだから、現道は市が管理ということになるでしょうけれども、私は市道に移管してほしいという要望があったということは聞いておりません。恐らく県とすれば、工事前でなく、工事に入って完成前でも、市は県の言うことを聞くという態度であったのではないかと思います。市の答弁を伺っていると、何ら交渉を行わず、県の言うとおりに、県の思いどおりとなっております。県と市の間で駆け引きは必要ないと思います。バーゲニングは要りませんが、しかし人がいいだけではまずいと思います。ディールがあってもいいのではないかと考えるわけでございます。今、取手市が県にお願いしている大きな案件は、常総ふれあい道路の県道昇格があります。これがなかなか進展がありません。市には有効な手立てがなく、ひたすらお願いするしかありません。このようなときに県道を市道に移管してほしいという、県に求められた時を捉えて議論するというディールがあってもよかったかと思えます。これは現場の事務担当ではなかなか難しいだろうということも承知をしております。市道移管に当たっては、まだまだ作業があります。それは旧道引継ぎの手続きでございます。どのような状態で引き受けるのか。バイパス完成予定は令和6年——令和8年ですから、様々な機会を捉えて、市にとって一番有利になることは何かを考えて県と協議をしていたきたいということを申し添えて、賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子です。議案第44号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、反対の立場で討論いたします。マイナ保険証導入には、準備が整っておらず時期尚早であると考えするため、本規約変更に対抗をいたします。本市マイナンバーカード保有率は令和4年4月末現在、72.6%ということです。そのうち、国保加入者でマイナ保険証登録者は57.2%と伺いました。さらに、現在マイナ保険証を利用している率は僅か7%程度とのことです。マイナ保険証を持たない対象者に対して、保険証が手元になく医療が受けられない状況をつくらないための措置は講じられているとはいえ、あまりに拙速ではないかと考えます。使い勝手がよいものに

なれば、おのずと登録率は上がるはずですが、そうならない要因があり、一つずつ解消していく必要があると考えます。まず一番大きな課題は、保険証をマイナンバーカードに登載することで、カードを持ち歩かざるを得ず、紛失やスキミングなどによる不正使用のおそれが高まることです。医療機関においても、マイナ保険証と従来の保険証、そして来年には資格確認書と3つを併用しなくてはならず、事務処理にかかる負担が目に見えています。国は、マイナ保険証を使用すると、現行保険証や資格確認書を利用する場合より初診料で20円安くなるという——安くなるというように、お金で誘導しています。マイナンバーカード登録にポイントを付与した施策と同様、税金を無駄遣い——無駄に投入していると言わざるを得ません。末端利用者の事務負担のことをどう理解しているのかと残念で仕方がありません。よって、本規約変更反対いたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、賛成討論の方。

古谷貴子さん。

〔4番 古谷貴子君登壇〕

○4番（古谷貴子君） 公明党の古谷貴子です。議案第43号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。保護者の就労等の有無に関係なく、1年生から6年生までの全児童を対象に、学校等の施設を活用し、遊びやスポーツ、自習、体験などを通して健全育成を図るとともに、参加児童が安全に活動できる場の提供、またアンケート等により30分の前倒しとなり、保護者の就労支援につながる大事な事業と考えます。子どもたち誰一人取り残さない放課後子どもクラブが学びの一助となるように取り組むべき課題であると思い、賛成の立場から討論いたしました。

○議長（岩澤 信君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第43号から議案第47号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第43号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反

対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 44 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 45 号、市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 45 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 46 号、市道路線の変更について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 46 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 47 号、市道路線の廃止について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 47 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 5 4 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第 3、議案第 54 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。付託案件について各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました審査の経過と結果を御報告いたします。議案第 54 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）の所管事項について、3名の委員から質疑がありました。アートのあるまちづくり推進に要する経費、1,743 万 3,000 円が計上されていて、文化芸術創造拠点形成事業と郊外型アーツ・センター実践プロジェクトの 2つの事業があるが、その内容についての質疑に対して、「文化庁のウェルビーイングを広げる文化芸術創造拠点形成事業は、地域の人材育成や生活基盤に近い公民館等で、芸術活動を通じてそれぞれがそれぞれの価値観を見だし、認め合い、豊かな社会を目指す取組を実施します。また、一般財団法人自治総合センターの郊外型アーツ・センター実践プロジェクトは、市民参加型の通年型事業や、教育・福祉

分野とも連携したプロジェクト——プログラムなど、地域に根差した芸術家活動を実施するものです」との答弁がありました。さらに、ある委員から、この事業内容は、との質疑に対し、「高須で空遊び大空凧プロジェクトや、小文間に関わる人々のインタビュー&藝大野外舞台、新・小文間物語と小文間盆踊りなど14事業を計画している」との答弁がありました。さらに、ある委員から、防災設備等の整備に要する経費について、ボックス型高性能スピーカーの詳細についての質疑に対し、「高性能スピーカーでは、音が籠もる原因である低音を抑制することにより明瞭度の高い放送が可能になり、近隣の騒音が少なく、かつ遠方まで音をクリアに届けることができるようになる」との答弁がありました。さらに、設置の経過と周知についての質疑に対し、「今年の2月に実施いたしました双葉地区住民を対象とした住民避難・避難所開設訓練において、双葉自治会館が位置する三丁目付近において、防災行政無線放送が聞こえないことが判明いたしました。双葉自治会館は、令和5年6月の双葉浸水被害の際にも自主避難所として開設されるなど、地域活動の拠点となる重要な施設であることや、三丁目付近は甚大な浸水被害が発生してしまった地区であることを鑑み、非可聴エリアの解消が必要であると総合的に判断し、双葉第1公園に設置している防災無線スピーカーを従来のラッパ型スピーカーから、より遠方まで音達が届くボックス型高性能のスピーカーに変更する」との答弁がありました。また、周知については、「自治会会長を中心に双葉地区自治会に御協力いただいた経緯もございますので、自治会を通じて周知等を行ってまいりたい」との答弁がありました。討論はなく、議案第54号（所管事項）は全員賛成で可決されました。以上、報告です。

○議長（岩澤 信君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会に付託されました、議案第54号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）所管事項について、審査の経過と結果を報告いたします。4名の委員から質疑があり、ある委員から、民間保育園運営に要する経費で予算計上に至った経緯について、の質疑に、「令和2年から6年までの子ども・子育て支援事業計画第2期計画内において出生率が減少しているが、共働き世帯の増加で当初の見込みよりも保育施設への申込みが多かった。また、こども誰でも通園制度の創設が示され、新たな保育施設の必要性が出てきた。昨年度実施したアンケートの結果を踏まえながら、取手駅前保育施設整備計画を考えたところです」との答弁がありました。また、ある委員から質疑があり、新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費で、令和6年から定期予防接種になるが接種予定者へ通知の予定について、の質疑に、「新型コロナウイルスワクチンにおいては、接種法の区分が定期のB類となっていて、この接種については市町村からの積極的な接種勧奨の必要がないと国の定めがあるので、個別通知をする予定はない。市民への周知は高齢者のインフルエンザと同じように、広報・ホームページへの掲載、市内の医療機関へのポスターの掲示をします」との答弁がありました。討論はなく、全員賛成で議案第54号は可決しました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 議案第 54 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）建設経済常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。質疑・討論はなく、議案第 54 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）建設経済常任委員会所管事項は、全員賛成で可決しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず反対討論の方。——賛成討論。

落合信太郎君。

〔14 番 落合信太郎君登壇〕

○14 番（落合信太郎君） 落合でございます。議案第 54 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）の賛成討論をさせていただきます。防災施設等の整備に要する経費、地域防災の拠点である双葉自治会館が位置する三丁目付近において防災行政無線が聞こえないエリアがあり、その非可聴エリアを解消するため、双葉第 1 公園に設置している防災行政無線スピーカーを従来のラップ型スピーカーからボックス型高性能スピーカーに変更されます。この整備には、令和 7 年度まで期間限定の緊急防災・減災事業債 220 万円を積極的に活用し、委託料 229 万 9,000 円が計上されました。今回整備されるボックス型高性能スピーカーは、明瞭度の高い放送が可能となり、約 580 メートルの遠方までクリアな音が届くとのことです。今回の整備により、双葉地区地域防災力の一層の向上につながりますことを期待をし、賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） 反対討論の方いますか。賛成討論の方。

小堤 修君。

〔12 番 小堤 修君登壇〕

○12 番（小堤 修君） 創和会、小堤 修です。私は、議案第 54 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）について、賛成の立場から討論いたします。今回の補正予算は、歳出において、いずれの経費も今必要なものですが、特に私が本会議や委員会で質疑した以下の 4 点について述べさせていただきます。

まず 1 点目、こども計画策定に要する経費のこども政策プロモーション業務委託料 59 万 1,000 円についてです。こども計画策定には、若者の意見を取り入れることが重要です。今回のプロモーション動画作成は、市内高校生のインタビューにより若者の声を大人に発信するものです。今後、こどもまんなか社会を盛り上げていく上で、共通認識を持つために欠くことのできない事業であると認識します。

続きまして 2 点目、緑地等維持管理に要する経費 2,620 万 2,000 円では、大山緑地の民地と隣接するのり面の整備として、森林環境譲与税が 680 万 2,000 円充当されています。今年度から個人住民税に均等割 1,000 円が上乘せされた森林環境税は、日本の温室効果ガス削減や森林災害を防止するためのものです。その徴収した税金が譲与される森林環境譲与税は、取手市では基金として積み立て、森林や樹木に関する様々な事業に使われます。

今回は緑地整備に運用されるものであり、私たちに課税される森林環境税が森林環境譲与税として有効活用されることが分かりました。

続きまして3点目、災害復旧に要する経費5,000万円は、昨年6月2日・3日の豪雨による土砂崩れ箇所の1つである井野台四丁目先の工事費です。現在はブルーシートでのり面を養生し、大型土のうで土留めしている状況です。この工事によりのり面を安定勾配にして、間知ブロック【OK】による擁壁設置と、のり面上部・下部のU字溝設置により、雨水等を安全に排水する内容です。今後は、付近住民の安心や、のり面下の道路を通行する人々の安全が確固たるものとなります。

最後に4点目は、アートのあるまちづくり推進に要する経費についてです。これは文化庁の補助金1,243万3,000円と、一般社団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業補助金500万円からなっています。TAP（取手アートプロジェクト）により文化芸術創造拠点形成事業と郊外型アーツ・センター実践プロジェクトが行われるもので、引き続き高須の大凧や藝大野外舞台での活動など14事業を計画しているとのことです。これらの活動を通して、市民がより身体的、精神的そして社会的に幸せが持続する、いわゆるウェルビーイングが感じられるようになることは大切なことであり、市民の豊かな生活に寄与できるものと理解しました。

以上4点の補正予算は、金額に差こそあれ、整備工事、復旧工事、そして将来のため今すぐ実施しなければならない事業など、市民の安全安心の確保や市民を含む取手市全体の明るい未来を構築するために、まさしく今必要な予算であることが確認できました。よって、私は議案第54号に賛成するものです。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

岡口すみえさん。

[3番 岡口すみえ君登壇]

○3番（岡口すみえ君） 創和会、岡口すみえでございます。議案第54号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）の賛成討論を行います。特に、民間保育園運営に要する経費について述べさせていただきます。私のところには多くの方々から、駅近くに保育園をとという声がたくさん届いております。取手市においても、こどもまんなか社会を目指しています。取手市が持続的に発展していくためには、未来を担う世代を育てていくことがとても重要であると考えます。そのため、結婚から妊娠、出産、子育てといったあらゆるステージにおいて子育て世代への支援を切れ目なく展開していかなければなりません。子育て世代が働きながら安心して子どもを預けられるよう、様々なニーズに合った質の高い保育サービスの提供が望まれます。さらに、誰もが安心して幸せに子育てができるよう、社会全体で支え合う体制の構築が必要です。この民間保育園運営に関する経費は、報償費としての保育所運営法人選定委員会委員謝礼は必要と考えます。よって、私は議案第54号の案に賛成いたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

金澤克仁君。

[16番 金澤克仁君登壇]

○16 番（金澤克仁君） 創和会の金澤でございます。今、岡口議員が賛成討論されましたが、私も全く同じ内容でございます。議案第 54 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）について賛成討論をさせていただきます。民間保育園運営に要する経費 6 万 3,000 円、これは保育所運営法人選定委員の謝礼でございます。市長の公約の中においても大変重要な政策で、保育の質の向上、さらには保育士の処遇改善並びに人材確保という観点から、しっかりとこども政策を進めていただきたいと思います、委員会において質疑をさせていただきます。その答弁を引用しながら賛成討論をさせていただきます。

まず、予算計上に至った経緯について質疑したところ、「市では子ども・子育て支援事業計画を作成し、保育の事業となる量の見込みと確保方策を策定して運用していますが、第 2 期計画内において、出生率が減少しているにもかかわらず共働き世帯が増加するなど、当初の見込みよりも保育施設への申込みが多く、令和 5 年 12 月には、定員に対しておよそ 96%の入所率となっています。また令和 5 年 12 月に閣議決定された、こども未来戦略において、こども誰でも通園制度が創設されることが示され、新たに保育施設の必要性が出てきました。ほかにも、昨年度実施したアンケートの結果、駅前に保育施設を望む声や、通勤途中に預けられる保育施設の要望が多かったこと、車を持たない世帯が増加していること、A 街区の整備を前に取手駅前の保育施設の充実を図ることで、駅前のマンション入居者に子育て世帯などの若年層の呼び込みにつなげていくことなど、様々な理由から今回の整備計画を考えた」ということでございます。また、第四次保育所整備計画のどの部分を用いて計画の検討に入ったのかというところでは、「民間施設は定員確保の中心的な役割を担うものとなっています。今回の事業は、多様化した利用者のニーズ、それに合わせた柔軟なサービスの拡充を民間事業者に担っていただきたいと思います。さらには、保育士の確保については、運営事業者に市外にある既存の保育施設等から保育士を人事異動等により勤務していただきたいと思います」と。また、「魅力ある保育施設が運営されることで、潜在的保育士の掘り起こしで人材が増加する。さらには駅前の施設ということで、常磐線や常総線から通勤可能であり、利便性から人材の流入があると見込んでいる」。最後に、今後の見通しについて、「児童福祉審議会の情報を聞き、お問合せを複数いただいています。公募してみないと分からないが、複数お申込みいただける事業所はありと考えております」ということでございます。以上のことから、今後は議会や市民に丁寧に説明をしながら、この重要政策を前に進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。反対討論。

遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。ただいまの民間保育園についての賛成討論を聞きまして、一言、私も参加しなくちゃなと思って、登壇いたしました。改めて、議案第 54 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）についての賛成討論になりますけれども、私も常任委員会で意見、質疑を——やり取りを、議案外ということでやりました。そもそも第四次計画は、公立保育所——北保育所を廃園にする。また——ちなみに戸頭駅と本当に近いということで、保護者の皆さんからは、なくさないでとい

う声を多数受けたわけなんですけれども、残念ながら、戸頭の皆さんの声は生かしていただけなかった経緯があります。また今年——令和6年度4月から公立中央保育所が民営化されまして、4月からは中央保育園となりました。しかも、120名定員だったところが90名ということになったわけなんですけれども、その理由も、担当課のほうからは、公立——昨年度——ここ近年、定員が——入所児童数が若干減っていたという、そういった説明も受けております。今回、あえて駅前民間保育園をとということで、今回、予算化されたわけなんですけれども、元保育士としましては大変危惧している点だけは質疑しました。というのは、駅前ということで——取手駅前ですね。アトレあるいはリボンビルも想定できるという説明がありまして、私は子どもたちにとって——大切な子どもたちにとって、窓がなかったり、また庭のない保育園はどうなのかというところで質疑をしたところです。そういう意味では、担当課のほうから、確かにそういった子どもたちの環境もしっかり検討はしていきたいという、私からすれば、ちょっと共通認識を持てるような温かい答弁・説明を受けられたということで、そこに私は期待をしまして、また選定委員会の皆さんの報償費が出てるわけですから、そこに期待をしながら、あえて地域住民の若いママたちの要望も、駅前という、それも否定はできません。そういったことから、あえて賛成ということで討論に参加したいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第54号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第54号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）について、本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第54号は各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第55号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第4号）

○議長（岩澤 信君） 日程第4、議案第55号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 議案第 55 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）について、提案理由をご説明申し上げます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億円を増額し、予算総額を 448 億 4,945 万 9,000 円とするものであります。補正予算の内容は、低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業に要する経費の増額であります。当該給付事業につきましては、今議会の開会初日に議決いただきました予算に基づき、給付に向けた作業を開始いたしました。定額減税し切れない方に対して行う定額減税を補足する給付について、既定の予算額に不足が生じたことから増額するものであります。補正予算（第 2 号）における本事業の給付額の算定では、市が保有している令和 5 年度の課税情報を用いて行いましたが、その後、国の所要額算定ツールが示されたため、ツールを用いて再度算定したところ、予算額に不足が生じることが認められたため、再度の補正予算を計上するものであります。以上、議案第 55 号につきまして提案理由をご説明申し上げます。詳細につきましては、御手元の議案書を御参照くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

染谷和博君。

〔19 番 染谷和博君登壇〕

○19 番（染谷和博君） 染谷和博でございます。それでは質疑させていただきます。事前にいろいろ説明をお聞きしたので、大体は分かりました。今回、差分がかなりの金額、2 億円という額が生じてしまったということで、6 億円で 2 億円、非常に大きな額だなと思うんですけども。この辺の計算の仕方というのは、もう少しなかったのかどうかお伺いいたします。

〔19 番 染谷和博君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、2 億円の理由ということでございます。今回、冒頭、市長の提案理由もございましたけれども、初日に補正予算（第 2 号）で、先議にて事務費と合わせて給付金の予算についての議決をいただきました。その後、給付に向けて事務を開始したところ、給付金の予算に不足が生じることが分かったことから、再度の補正予算を上程させていただくことになったものでございます。今回の不足を生じた要因は、大きく分けて 2 点ございます。1 つは、実際には令和 6 年度の課税情報を用いて給付を行うところ、当初の試算時は令和 6 年度の住民税の課税の決定前であったことから、令和 5 年度の課税の情報を用いて試算したことから、年度間の差異が生じたというもの。もう 1 点が、給付額の算定においては、国税である所得税の課税情報を用いることになることから、市が保有している所得税の情報にはどうしても不足があることから、試算の精度が低くなったためでございます。今回の予算の積算では、国が提供する算定ツールを用いて、

令和6年度課税情報を用いて算定をしておりますので、今度は精度は高くなっているというふうに考えております。先議分の予算の議決をいただいた後に、茨城計算センターヘデータの抽出を依頼しましたが、そのデータを算定ツールに反映し、給付額が算定できたのが6月12日であったということから、今回、追加の補正予算2億円というふうになったものでございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 分かりました。以上で終わります。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論、賛成討論。

染谷和博君。

〔19番 染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君） 議案第55号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第4号）について、賛成の討論をいたします。この議案は、議会初日、議案第53号として可決したものの、差分が生じたため議案第55号としてまた提出されました。先ほど伺ったように、理由として、国の運用する算定ツールを用いて令和6年度住民課税情報を基に給付額の算定を行ったところ、予算に不足が生じたことから増額するというこのことでした。差分が生じた要因としては、住民税に関わる給付金額について、前回算定時は令和6年度の課税情報が未確定であったため、令和5年度の情報を使用し算定したということ、国税である所得税に関わる給付金額について、前回算定時は国の算定ツールの運用が開始されていなかったため、市が保有する限られた所得税情報を使用して算定したため生じたということです。取手市としては早く——少しでも早く市民の皆様にお届けしようとしたもので、国においても算定ツールの運用が遅かったなどの理由が挙げられます。他市よりも早く、8月に支給のお知らせを送付できるということです。以上の理由で賛成の討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 55 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 請願第 1 号 取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願
請願第 2 号 取手駅西口 A 街区再開発事業の再検討を求める請願

○議長（岩澤 信君） 日程第 5、請願第 1 号及び請願第 2 号を一括議題といたします。ここで報告いたします。請願第 1 号については、本日までに 264 人の追加署名が提出され、代表者外 592 人となりました。また請願第 2 号については、本日までに 255 人の追加署名が提出され、代表者外 583 人となりましたので、ご承知願います。

付託事件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました、請願第 1 号、取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願について、請願第 2 号、取手駅西口 A 街区再開発事業の再検討を求める請願につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、請願第 1 号について、議会基本条例第 5 条第 3 項の規定による請願提出者の発言があり、2 名の委員より、請願提出者への質疑がありました。ある委員より、図書館の社会教育施設としての役割や在り方、また取手駅西口駅前に図書館を核とした複合公共施設に集中させるだけで図書館機能が図れるのか、地域において知見を得る窓口でもある公共図書館としてその役割が図れるのか、図書館を核とした複合公共施設で駅前のにぎわいが本当につくれるのか、多くの方が心配されているようであるが、これをどのようにお考えか、という質疑に対し、「請願趣旨のとおり、図書館の計画をつくるに当たっては、将来を見据えてしっかりとした図書館行政計画に基づいて進めてほしい。図書館行政というのはどうあるべきか、本館と分館はどのようなネットワークとして組み立てるのか、あるいは、どの地域に造るか、そのようなところを含めた図書館行政を進めてきちんと煮詰めた上で、このような構想をつくってほしい。公共施設等整備計画基本構想そのものをもちろん問題にはしているが、その中心にある駅前に図書館を持ってくるという構想について、もう少しよく考え検討してほしい。図書館問題を抜きにして語るわけにはいかない。その他の公共施設も含まれてはいるが、それは付け足しで、当然、駅前のにぎわいの活性化のために図書館問題をもっと慎重に、図書館行政の計画をきちんと立てて基本構想に入れるべきではないか。これまでの過程について、図書館協議会や——もとい、これまでの過程について、図書館協議会の会議や図書館、教育委員の会議などについての経過はどのよう

なものであったのか。正式な手続が踏まれているのか。そうではないのではないか」という答弁がありました。この署名活動の中でどのような意見や声が寄せられているのか、という質疑に対し、「本当にもっともっと住民の意見を聴いてほしい」という内容の答弁がありました。また、ある委員からは、請願提出者の理想的な図書館の在り方、このような手続を踏み理想的な図書館像を示していけば、再開発ビルに図書館を配置するということについて賛成か、という内容の質疑に対し、「議論があって、住民の気持ちも駅前に造ることでよいのではないかということになれば、それを反対することはない」という内容の答弁がありました。現存の市民会館前にある図書館を移転するということについては、どのようにお考えか。また再開発ビルになぜ図書館を求めるのか、これについてどのようにお考えになるか、という質疑に対し、「現存の図書館が老朽化して手狭になっているという住民の不満も知っている。だからといって現存のものを廃止して駅前に建てるという理由には直結しないと思う。現存の図書館を改修することも一つの方法と思う。また駅前ににぎわいを取り戻したいという、その便宜的なターゲットとして図書館が使われているような気がしてならない。十分検証した上で再開発事業に取り組んでほしい」という内容の答弁がありました。1名の委員より賛成討論があり、請願第1号は、賛成少数により不採択に決定しました。

最後に、請願第2号、取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願について、議会基本条例第5条第3項の規定による請願提出者の発言があり、2名の委員より請願提出者への質疑がありました。ある委員より、西口開発における予算、資金等の使途に関する質疑があり、これに対し、「長期にわたり、今までの公金の使い方によって、取手市民の様々な要求が実現していない。十分に総括して反省して、このようなことが繰り返されないようお願いしたい。その上で改めて再開発に取り組むべきではないか」という答弁がありました。また、こちらの税金投入に関わる財政的なことで皆様から寄せられた声は、という質疑に対し、「取手市の駅前のにぎわいを取り戻すというためには何を造るかということではなくて、この取手市に住んでよかった、取手市に移住してみたい、そのように思われるような、取手市内をさらにきちんとよいものにしていく。そのようなことで生まれるのであり、取手市を住民にとって住みよいものに変えたい、その一つがやはり社会教育施設である、私は図書館だと思っている」という答弁がありました。また、ある委員からは、図書館を配置する費用、その整合性をどのようにお考えか、という内容の質疑に対し、「説明書での金額を把握している。提案として、一遍に全てを進めなくてもよいのではないか」という答弁がありました。地権者の声を聴いているか。再開発ビルができたとすれば、そのビルを市民も共有して使わせてもらうというスペースができる。そのような施設を市民も共有するために公金を入れるのであるが、理解いただけないか、という質疑に対し、「地権者のことは考えていない。取手市は、できるだけ少なくして済む関わり方をしてもらいたいというのが請願の趣旨である」という内容の答弁がありました。1名の委員より賛成討論があり、請願第2号、取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願は、賛成少数により不採択に決定しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。委員長報告がいずれも不採択のため、賛成討論から許します。賛成討論で。

加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。請願第 1 号、取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願の賛成討論をいたします。取手駅西口再開発に関わった図書館を核とした図書館等複合公共施設整備計画が初めて市民に知らされたのは、令和 6 年 3 月 15 日の取手市広報でした。この間、市民の方から「図書館が今度、駅前に移転することになったんですね」など問合せがありました。また、図書館関係者からは、取手市広報を見てこの計画を知ったなど、様々な声が寄せられてまいりました。取手市は取手駅西口のにぎわいをつくるため、市民の交流活動できる機能を持ち合わせた複合公共施設とした図書館計画であり、これまでの繰り返しの説明から明らかです。請願趣旨にもあるように、社会教育施設である図書館は、生涯学習の市民のよりどころとして、行政はその役割を果たすために図書館行政計画をつくり、それに基づいたものにすることを求めています。そもそも社会教育施設には、それぞれに担うべき役割があります。図書館は、自らの生活を豊かに、また合理的にしようとする市民を、資料・情報の提供によって手助けするのが仕事です。また、主権者としての市民が自ら考え行動することをサポートすることであり、自治体行政を支える基盤となるものです。議論になっている取手図書館は、45 年間経過し老朽化は隠せません。現在の公共施設総合管理計画には、老朽化とバリアフリー対策を行うこととしています。古くなったから、だから移転、建て替えすればいいというのは、いかにも短絡的でご都合主義ではないでしょうか。これまでの図書館の果たしてきた役割は大きく、子どもたちに本当の関わりを大事にし徹底したサービスは、明日の読書人を創造し、市民の文化を育んできました。請願の願意は、「図書館を作るには、時間をかけ、市民の声を十分聴き、図書館の最新の知見をも参考にして、将来を見据えた、しっかりした図書館行政計画に基づいたものとすべき」とあります。今回の計画方針の発表とその後の取手市の説明からは、図書館を所管する教育委員会でも、図書館協議会、社会教育審議会に一方的な報告をしたことはあっても、公式会議に諮られていないことも明らかになりました。行政の図書館構想とも——失礼いたしました、行政の図書館構想と計画もないまま、専門機関での検討が行われることもなく、取手市駅前への図書館移転計画の発表は、最低限行うべき行政ルールも守られたものとは言えません。本請願は、トップダウンの計画推進姿勢を改め、市民と図書館活動に携わってきた皆さんの声を反映し、図書館社会教育専門機関のイニシアチブによる十分な検討を行うことを求めるものであります。駅前の再開発事業の中に、公共施設導入、先にありきで、拙速に進めることではありません。以上申しまして、議員の皆様への賛成をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

次、請願第2号です。取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願について、賛成討論といたします。32年間経過し、やっと整備も進み、完了間近になった西口駅前北土地区画整理。しかし、ここまでは総事業費135億円から219億円、8回もの事業計画見直しが行われてきました。そのたびに市民の税金投入が繰り返され、暮らしや福祉など市民生活予算を後回しにする西口一極集中の税金投入は、市民からの批判の的となってきた現状です。一刻も早い駅前交通広場の完成は、市民の願いです。取手市は、四半世紀をはるかに超える区画整理事業の膨大に膨れ上がった巨額の事業費をかけた基盤整備について、検証が全くされておりません。事業の遅れの最大の要因は、区画整理と再開発にあったこと、再開発区域内の権利者の同意もなく建物移転解体に着手したこと、いずれも、同意を得るための市の地権者への説明不足に原因があることは否定できません。そして、A街区再開発事業への参加権利者は、当初予定した22権利者から8名の権利者に減少したことも、そもそも計画に無理があったことを示しています。市はその無理を押し、さらに区画整理事業区域内に再開発事業で図書館等複合公共施設整備計画を発表し、公金投入計画を明らかにしました。市の財政負担は、再開発事業補助金、図書館等複合施設整備費を含め、80億円もの投入計画です。さらに取手市は、図書館を核とした複合公共施設の整備を目指すとしていることから、図書館の目的・在り方など、関係する教育委員会、図書館協議会などに諮ることは当然であります。しかし取手市は、しっかりとその手続を踏まず、取手市広報に発表しました。これまで私たち共産党は、地権者が進める再開発事業は地権者に任せるとしても、再開発事業の床を公共が取得し公共施設導入はやめるべきと、公共施設導入先にありきの方針を改めることを求めてきました。今回の請願は、A街区開発——再開発事業は、再開発ビルへの公共施設整備計画の可否を含め、市民の意見を十分聴取し、図書館協議会や教育委員会にきちんと諮るなど、必要な手続を踏み、市の財政支援は適切なものとなるよう配慮することなど、再検討すべきと求めるものです。8名に減少した参加地権者に示されている地権者住民合意の実態、民間事業への巨額の公金投入を改め見直しを求める市民の声を示すもので、まちづくりと駅前のにぎわいは、住民、市民の知恵を生かしトップダウンを改めよとの請願であります。以上、皆様の賛同をお願いいたします。請願第2号の賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方。

細谷典男君。

〔17番 細谷典男君登壇〕

○17番（細谷典男君） 細谷でございます。請願第1号、取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願と、請願第2号、取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願、いずれも反対の立場で討論をいたします。

まず、請願1号のほうなんですけれども、この請願の内容は、こういう図書館があったらいいねというようなことについてはよく分かる——そういう希望を持たれるということについては、よく分かります。ただ、ここに書いてあるのは、「高齢者や子どもたちを交通量の激しい駅前に行かせるのも気にかかります」と書いてあります。また、高齢社会だからこそ、図書館に自分の居場所を見つきたい高齢者もいますと。ただ、そのためには歩

いて10分ぐらいで行けるようなところであればいいですねと。そして人口2万人に1つ、小学校区2つに1つという図書館と、こういうことを理想的に語っているように思われるわけでございます。今の問題となっているのは、この図書館の内容ではなくて、再開発ビル——このビルに入れることの是非について今、問われているわけでございます。このことについて語られていないということについては、この請願を検討しようもないということでございます。

また現在の図書館、老朽化してます。そしてこれを継続していくのか、あるいはほかのところに移転するのか、このことも問われてくる、これは2つ目の問題で、移転先——今の図書館がもう耐久——耐えられないということになれば、どこに移すのかというのは2つ目の問題で、その上でどのような図書館を造っていくのかという、図書館建設協議会とか、今お話にあったような行政の手続、様々な手続を取らなければならないだろうというふうに思いますので、現在、この取手駅西口で進められている再開発ビルの議論とは、この請願、全くなじまないというようなことから、反対ということでございます。

請願2号に関してです。取手駅西口に再開発ビルを造るということについて、これも議論してまいりました。議論の中で、区画整理については早急に終わらせたい、これはもう執行部も含めてみんなそう思って、ちゃんと期日も決めて、そこに向けて頑張ろうとしているわけですから、これは恐らく皆さんと同じところだと思うんですけども。これと再開発を結びつけて議論してるんで、なかなか分かりにくくなってくるということなんで、ここは厳密に分けて考えるべきだろうというふうに思います。それで、再開発についてなんですけども、巨大な——巨額な費用を使うと。しかし今、市民の命や暮らしに関わる切実な要求があるんじゃないかと。こういうのがある中でこの巨額な事業を行う、それも切実な要求については財源がないの一言で後回しされてるという内容ですが、そんなことはありません。巨額の公共事業をやるときに、担当者は、本当にこれが市民の役に立つのか、私たちの仕事は間違っていないのか、これは常に自問自答しながら行っています。その上で、どうしても将来に向けてやらなければならない仕事については、精査し、そして効果をはかり、このことを繰り返しながら検討して行っております。この目先の、今——目先と言っちゃ失礼なんですけども、今現実に困っていることに集中して、そしてほかのことについては後回しにするということを常に続けていたら、この人類の発展はなかったわけでございます。それを苦しみながら、悩みながら、そして決断しながら行ってきたからこそ、今日があるわけで、しかしその中では振り返ること、間違えたことあると思います。これは、常にただしていくということがあれば、みんな協力してやっついこうということになるんじゃないかというふうに思います。今、西口再開発ですけれども、その前に東口がありました。東口は結局——結果的に共同化はまともらずに、それぞれの地権者で決着を見たわけでございます。あのような形でいいのか、それとももっと土地を高度利用しよう、そして駅前に、取手に茨城の玄関口にふさわしい駅前をつくろうということ今、進められているわけでございます。このことについて委員会で審議しまして、どうしても聞き逃がせない発言がございました。これは加増議員が長年この問題を議会で話ししてまますけれども、対案があるのかというように聞かれることもあると、こういうことで請願者

に、対案はどうなんですかという御質疑をしております。請願者は8名の地権者に多額の公金を入れるということについては、常識で考えたらおかしいと、10万人も市民がいるんだと、こっちを考えるべきだと。そして、やりたければ地権者だけでやればいいんじゃないかという御答弁であったわけです。私はこの再開発ビルというのは、デッキからつながって入るわけです。そして、この西口の高低差あるわけですけども、この高低差を乗り越えるために、この共同ビルを使わせていただくと。そして、この共同ビルの一部を使って、滞留性、回遊性、そして白山に抜けるこの便利な空間をつくっていこうというのが西口共同ビルのコンセプトですから、これは8名の地権者の問題ではなくて、10万市民が利用するものなんです。だからこそ公金を入れるんだと。そして、その公金についても、決められた制度で、そして決められた比率でやっていきます。ここに何ら不公平なことは介入する余地はないんですよ。ただ問題は、図書館です。図書館は建設費——公金投入の部分として、これは取手市が床を買うということが問題なんで——遠山さんに分かっていたきたくて話してますんで、ぜひ聞いてください。

〔笑う者あり〕

○17番（細谷典男君） ですから、その公金投入は、図書館の床を買うかどうかで40億から45億円ということになるわけなんで、このところは、それが是か非かということで議論していただければいいんだらうというふうに思います。そして、請願者の対案はここです。共同ビルはマンションは造ったらいいだろうと。あともう一つ、商業棟、これについては、まだ図書館の議論が煮詰まっていらないんで、この計画は白紙にして、そしてこのところは使わないでにおいて、取りあえず駐車場にでもしたらどうかと、そして議論がまとまって、じゃあみんな図書館やろうとなってから建設すればいいのではないかというようなお話だったんです。しかし、これで行くと地権者は一体どうなるのかということなんです。もう区画整理事業は終わるんですよ。中断補償はなくなるんですよ。こういう中で、地権者をいつまで待たせればいいのか。このお話が何らないわけでございます。私は、地権者の気持ちを考えたことがあるのか、もう彼らも追い詰められてます。何とかしなくちゃならない、必死で検討してるんです。この請願、再検討ということなんですけども、もう今再々検討の段階なんです。それは、何としてもこの事業、成功させたいということで検討してます。それに対して請願者の言い分は、私は地権者のことは考えたことはない、考えたくもないと、こういうことなんです。これで、取手市民が団結して、この駅前を本当ににぎわいのあるものにつくり出せるのかどうか、このことを十分よく考えていただきたい。このことを申し上げまして、討論といたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、賛成討論の方いますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 反対討論の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは2回目の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、請願第1号及び請願第2号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

請願第1号、取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願について、本請願に対する委員長の報告は不採択です。それでは、本請願について採決いたします。請願第1号を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

請願第2号、取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願について、本請願に対する委員長の報告は不採択です。それでは、本請願について採決いたします。請願第2号を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成少数です。したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

日程第6 意見書案 介護保険制度における訪問介護の基本報酬減額を早急に 第2号 見直すことを求める意見書について

○議長（岩澤 信君） 日程第6、意見書案第2号、介護保険制度における訪問介護の基本報酬減額を早急に見直すことを求める意見書についてを議題といたします。意見書案第2号については、6月10日に提出者説明、質疑まで終結しています。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第2号、介護保険制度における訪問介護の基本報酬減額を早急に見直すことを求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 意見書案 地方自治の自主性・自立性が守られることを求める意見 第 3 号 書について

○議長（岩澤 信君） 日程第7、意見書案第3号、地方自治の自主性・自立性が守られることを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党の本田和成でございます。今日、最後の日程になりますが、私から、地方自治の自主性・自立性が守られることを求める意見書、これを皆さんのところにお配りされてると思いますので、まずはこの文章を読ませていただきます。

大規模災害や感染症などの非常時であれば、個別法に規定がなくとも、国が自治体に必要な指示ができるようにする地方自治法改正案が、政府によって今国会に提出されました。政府が閣議決定の手続を経れば、個別法の規定がなくとも、自治体に対し法的義務を持つ指示を行うことができることを規定する内容です。本改正案は去る5月30日、政府が指示権を行使した場合には国会への事後報告を義務付ける修正が加わった上で、衆議院本会議で可決されました。

日本国憲法第92条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とあり、地方自治法は、第1条において、「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」と定めています。

しかし、今回の改正案は、「地方自治の本旨」とされている地方公共団体の「団体自治」及び「住民自治」という2つの意味における地方自治の確立とは相いれないものです。

また、地方自治法第245条の3、普通公共団体に対する国の関与は「必要な最小限度のものとする」と定められていることにも反するものです。

以上の理由から、国会及び政府に対し、政府の統制力がいたずらに強められることなく、地方自治の自主性・自立性が守られるよう、下記の事項を強く求めます。

記

- 1 地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の団体自治や住民自治を制限する地方自治法改正とならないよう、慎重かつ十分な審議を尽くすこと。

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣

地方自治体は、日本国憲法の第8章、92条、これによって、地方自治は住民の意思に基づき——これ住民自治です。国から独立した地方団体自らの意思と責任において行われること——これ団体自治です。これを保障しています。自分たちの住んでいる地域、これは自分たちの意思と責任を持って地方自治体として治めていく、私はこのように受け止め

ております。また、平成12年には地方分権一括法により、国と地方自治体の対等・協力、この関係が明確化されております。地方自治体とは、国から独立した団体であり、国とは対等で協力する関係でございます。今回の地方自治法の改正では、この国の指示権について、これが議論がされております。この指示権の行使の要件を、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生、または発生するおそれがある場合」という漠然とした表現、これを新設しております。このことにより幅広い裁量が認められる可能性がございます。地方自治体の自治事務などに対して国の指示権を拡大し、住民自治や団体自治を侵害するおそれがあるということを、全国知事会をはじめ多くの自治体や団体が指摘、それから意見書、これを提出しております。政府は、コロナの下で、感染症の対策について、国と地方自治体との間で調整の課題、これが表面化したということを今回の改正案の根拠としております。ですけれども、現行の法律でこれ、対応が可能です。感染症法第63条に、これには厚生労働大臣が都道府県知事に対し必要な指示を行うことができる規定がございます。コロナの時に適用された新型インフルエンザ特措法に規定された地方自治の事務、これは法定受託事務とされておりました、国に指示権も認められておりました。そもそも自然災害や感染症への対応、これについては現場の状況に応じて迅速に対応することが求められます。そのときに最も必要な情報、これを持っているのは、国ではなく現場でこの事態に直面している地方自治体です。こういった事情を見れば、大規模災害や広範囲に及ぶ感染症の蔓延の際に国に求められているのは、地方自治体から寄せられる情報の収集、それから整理・共有、そして対応に当たる地方自治体への支援ではないでしょうか。国の一般的指示権を認めることは、むしろ災害や感染症等に対する現場対応の混乱を招くおそれがございます。また、国と地方自治体の対等な協力関係という地方分権の目的その理念そのものを後退、変容させるおそれがあると私は考えております。皆さんに考えていただきたいのは、取手市議会基本条例、ここにも第1条（目的）、「地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市勢の伸展と市民福祉の向上に寄与することを目的とする」、そして第2条（基本理念）には、「議会は、市政における唯一の議事機関としての責任を自覚し、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論を尽くし、地方分権時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指す」、このように書かれております。これはまさに住民自治と団体自治、これを実施——失礼しました、実践すべきとあります。この取手市議会においても、この基本条例に基づき、地方分権時代にふさわしい地方自治の本旨に基づく運営をし、今までもこの議会改革、これを進めてきたんではないでしょうか。今後もこの取手市に即した自主性・自律性を持っていくためには、この曖昧な表現によって、いかようにも国に権力を集中させることができるような地方自治法の改正にならないように求めていく、これが必要ではないかと、私はそのように思います。取手市議会として、そして取手市の市議会議員として、地方自治の本旨に基づくこの市政運営、これを遂行できるようにするためにこの意見書を提案をいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

染谷和博君。

[19番 染谷和博君登壇]

○19番(染谷和博君) 染谷和博でございます。12時過ぎてて申し訳ございませんが、続けさせていただきたいと思っております。先ほど、すごく熱の籠もった意見書の提案理由の説明、ありがとうございます、本田議員。それで、ここでお伺いしたいところがあります。全国知事会は、指示権行使に先立って、国と自治体が適切な協議・調整を行う、そして指示は必要**最小限度**の範囲とするということを国に求めて提言いたしております。今回の中では、大規模災害や感染症などの非常時ということをやうたっておりますけど、それを本田議員は信用できないということで、よろしいんでしょうか。

[19番 染谷和博君質疑席に着席]

○議長(岩澤 信君) 答弁を求めます。

本田和成君。

[2番 本田和成君登壇]

○2番(本田和成君) 質疑にお答えをいたします。信用できるかできないかというようなことだったと思いますが、この今回の改正案については、非常に曖昧な部分があると私は考えております。信用できるかできないかという、そういった問題ではなくて、この曖昧な部分で、例えば想定されるもの、これがどういったことになるのか、この部分が非常に問題であると私は考えております——感じております。例えば、この解釈の仕方によっては、私どもでもこんな解釈されたらどうなんだろうということがあります。そういった中で、私たちが——私でもそういった解釈ができるのであれば、やはり国のほうではどのように、いかようにもこの解釈をしてきて、地方自治それから国民、市民にとって不利益を被る可能性があるもの、こういったことが指示されないか、こういった懸念があるということでございます。

[2番 本田和成君答弁席に着席]

○議長(岩澤 信君) 染谷和博君。

○19番(染谷和博君) ありがとうございます。それじゃ、もう一つお聞きします。今回、コロナ禍でいろいろありました。コロナのときに行政、非常に困った問題がいろいろありました。現行法においても技術的助言ということが出来ます。各省庁からそれが非常に乱発されました。で、どんな問題が起きるかという、指示がみんな曖昧、誰が責任取っていいか分からない。これが閣僚名義であるなら、それはきちっとした責任があるんでしょうけど、そういうことがあったことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長(岩澤 信君) 本田和成君。

○2番(本田和成君) コロナ禍の問題というのは、私は、このとき一般の市民でございましたけども、このコロナ禍のときに、ひとつ市民と——私は市民としてあったのが、やはりコロナときに突然の国からの指示で一斉休校、こういったことがありました。そういうことに実際の保護者、例えば——私もそうですけども、まあ共働きをしていたときにそういったことが起きると、やはりそういったところで非常に困ったという経緯もございます。それは現場の、例えば学校とかも、そういったところで非常に混乱をしたところがあるんじゃないかということもございます。そういった意味でも、やはりこういったことの

コロナにおける問題というんですかね、この改正案をコロナを目的と——コロナのときに困ったことがあったということ根拠にするということは、私は違うのではないかと考えてます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） まあ突っ込みどころ満載なんですけど、それやめておきまして、次行きますね。それで、今回ですけれども、大規模な災害や感染症のまん延などが起きる、または起きるおそれがある場合、閣議決定を経て内閣が責任を持って必要な措置を自治体に指示するという内容が含まれておりますけれども、それでも——閣議決定をしてでも駄目だということよろしいですか。

○議長（岩澤 信君） 本田和也君。

○2 番（本田和成君） 閣議決定というよりは、やはり適切な手続というか——例えば、これ国会を通さない、閣議決定ということはそういうことだと思います。そういったケースで、これ一つは迅速にということが理由に挙げられると思いますけれども、やはり地方自治の在り方を考えますと、閣議決定で国からの指示、これをやるんじゃないかと、地方自治体がしっかりと対応するべきではないかと、これが地方自治の本旨に当たるんじゃないかと私は思いますけど。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 恐らくこういうのはスピードが大切なときですので、国会を開いてるいとまがないので閣議決定。地方自治体といえはそういうこともあります——専決処分みたいのもあると思いますので、そういうものだと思いますので、このぐらいにして、また。——聞いてないから大丈夫ですよ。以上で終わります。

○議長（岩澤 信君） ほかがございますか。

山野井 隆君。

[18 番 山野井 隆君登壇]

○18 番（山野井 隆君） 会派みらい・維新・国民の会、山野井 隆でございます。相変わらず会派名長くてすみません。本田議員の御提案なんですけども、地方自治法の改正で、国の権限が強まって地方の権限が侵されるという御懸念からのこの請願だと——意見書だと思っております。ただ、それぞれの権限もちろんあるんですけども、国も地方自治体もこれ全く上下関係ありませんで、対等であります。その中で、かえって法があるために迅速に対応できないというケースも中にあるのかなど。また、それについては憲法 92 条で——今ご紹介のように、既にもう地方自治体の権限というのが保障されています、住民・団体自治ですか。この 92 条との兼ね合いで、これが改正されたとしても、92 条の権限を侵すと思われるかどうか、そこだけお答えください。

[18 番 山野井 隆君質疑席に着席]

○議長（岩澤 信君） 本田和也君。

○2 番（本田和成君） ありがとうございます。92 条を侵すということだと思いますね。私はこの本改正案については、そういうこともあり得ると思っております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 有事の際に、この地方自治法の改正に、要するに従えなかった——要するに、自治体の判断で最も有効な策を講じたときに、憲法 92 条とこの地方自治法の改正された部分が裁判で、要するに争われることとなりますが、それでも最高法規である 92 条を浸食？侵害？する懸念があるのかどうか。どうでしょう。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） 裁判までになると、それは分かりません。ただ、私が懸念しているのは、やはりこの改正法によって、地方自治の本旨というものが住民自治、それから団体自治、これが保障されているところ、これが様々なこの曖昧なこういう条文の中で本当にそれが侵されないかどうか。実際のこの憲法については、例えばこれと言うと、実際にはこの憲法の中にいろんな条文がある中で、やはり社会の中では、この憲法違反ではないかと思われることというのは様々あると、私は感じているところでございます。そういった意味でも、この今回の改正案については、やはり慎重かつ、そういったことがないように、さらに審議をしっかりと進めてほしいというような意見書でございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 分かりました。もちろん憲法その他法令の、その条文にどう解釈するのか、解釈規定というのはそれぞれあると思いますが、その中で自治体としてはその時、最良の方法で危機を回避する、これが大事かと思っておりますので、以上で質疑を終わります。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。
金澤克仁君。

〔16 番 金澤克仁君登壇〕

○16 番（金澤克仁君） 創和会の金澤でございます。この意見書案の中に、5 月 30 日に衆議院——「国会への事後報告を義務付ける修正が変わった上で、衆議院本会議で可決されました」とございます。提出先に衆議院議長が含まれておりますが、その理由についてお尋ねをいたします。

〔16 番 金澤克仁君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） ご答弁申し上げます。衆議院議長、これが入っている理由は、衆議院を通過した後、難しいと思いますけども、参議院で審査——審議がされた後、また衆議院に戻るといった可能性があるということから、衆議院議長も含めております。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） ありがとうございます。5 月 30 日の記述があるんですけども、この意見書案を作り上げるに至って、5 月 30 日以降で何か変更点があったところあれば、お尋ねします。今まで作り上げるに当たって、5 月 30 日の記述があるので、それ以降に作ったと思うんですけども、どういった過程でこの意見書になったかをお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） 本来であれば 3 月議会とか、そういったところを出すべきだった

と私もそう感じております。ただ、ちょっと地方自治法の改正については、これあまりメディアとか、そういったところで大きく報道がされておられません。その中で衆議院の通過をした後になりますけども、改めてこれを議会のほうで意見書として提出をするという経緯でございます。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） ありがとうございます。私も少し調べましたが、全国の自治体でも3月定例会で同じような意見書を出しているところもございます。三鷹市議会であったり泉大津市議会だったりというところがございます。今回の意見書なんですけれども、私この意見書が提出されたのを知ったのが、最終日の議事日程表に入ってきて初めて知るところとなりました。先ほど本田議員が議会基本条例の話をされましたけれども、議員提要の中に、議会運営申合せ事項で、意見書案の提出期限について明記されております。いつでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 本田和也君。

○2 番（本田和成君） すみません、そこは確認しておりません。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 議案付託日前日の昼休みまでとするとなっております。ですので、今定例会であれば6月7日——10日が付託日と——7日が付託日、10日が付託日——いずれにしても付託日の前日の昼休みまでとなっております。さらに、昔、設置されていた議会改革調査特別委員会で決定した事項で、意見書の取扱いについてというのがあるんですけれども、それについては把握されてますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 本田和也君。

○2 番（本田和成君） 私は聞いておりません——おりませんというか、存じておりません。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 意見書については、付託省略を基本とするという決定はされております。ということは、委員会に付託をしないということなので、やはりこの審議をするためには、ある程度の時間がないと難しいということから、こういった議会運営の申合せ事項等が出てきているんだと思います。本当に先ほど加増議員の討論の中で、手続を——しっかりした必要な手続を踏まずやっていることに関しては、再検討しなさいという厳しい討論もありましたけれども、せっかくすばらしい意見書を出してきてるんですから、今後こういうことないようにしていただきたいということと、それと6月14日10時から議運が開かれております。この意見書は、6月14日の時点ではまだ出来上がってなかったんですか。

○議長（岩澤 信君） 本田和也君。

○2 番（本田和成君） そのとおりでございます。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 議運のメンバーでも御党から遠山議員が出ておられますので、ある程度こういったものができてたのであれば、議運に参考資料として諮るとというのが筋

かなと思いました。以上で終わります。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、意見書案第3号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第3号、地方自治の自主性・自立性が守られることを求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成少数です。したがって、意見書案第3号は否決されました。

以上で、今定例会に付議されました日程は全て終了しました。

これで、令和6年第2回取手市議会定例会を閉会します。

午後 0時21分散会及び閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

署名議員 _____